

仕様書

件 名 東北農政局乗用自動車 11 台の賃貸借

1 規格、借入期間及び走行距離

別紙のとおり。

2 納入期限

借入の開始日に道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく登録を行い、ただちに借入場所に納入すること。

なお、受注者は、借入の開始日から納入までの間、発注者に同等クラスの車両の代車を貸与するものとする。

発注者は、代車を契約条項に従って運行及び使用するものとする。

ただし、発注者と受注者とで協議の上、貸与しない場合もある。

3 リースの方法

別紙車両仕様書に記載の車両を下記 4 に掲げるメンテナンス付きで借入する。

4 メンテナンスの範囲

原則としてメンテナンス時には、受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

(1) 法定点検整備（道路運送車両法第 48 条に基づく定期点検整備）

(2) 継続検査点検整備（道路運送車両法第 62 条に基づく車両継続検査のための点検整備及び手続き一切）

(3) 継続検査点検整備に要する経費の支払いとその手続き代行

(4) 一般修理（車両を常時正常な運転状態又は十分な機能が働く状態にするための予防整備。

なお、それらの作業に生ずる消耗及び摩耗部品代もリース料に含む。）

(5) 代車費用

車検、法定点検、修理における代車は同等クラスの車両とする。

なお、発注者は、代車を契約条項に従って運行及び使用するものとする。

ただし、発注者と受注者が協議の上、貸与しない場合もある。

(6) エンジンオイルの交換

受注者の定める点検基準により行うこととし、使用するエンジンオイルは、各車両に適合するオイルを使用するものとする。

(7) オイルエレメントの交換

受注者の定める点検基準により行うこと。

(8) 消耗品の交換

①バッテリーの交換

必要に応じて充電又は新品と交換すること。

なお、発注者が真に交換が必要と判断する場合は、下記9の指定整備工場に連絡をし、交換の必要について協議をすることとする。

②ワイパーの交換

必要に応じワイパー又はワイパーゴムの交換を行うこと。

なお、発注者が真に交換が必要と判断する場合は、下記9の指定整備工場に連絡をし、交換の必要について協議をすることとする。

また、ワイパーは夏用・冬用を用意することとし、装着の時期は担当者と打合せし決定すること。

③その他の消耗品の交換及び補充

ウインドウォッシャー液、不凍液、電球類の交換・補充を行うこと。

(9) エアコンディショナーの修理

エアコンディショナーの修理及びガスチャージ（交換・補充）を行うこと。

(10) タイヤの交換

①夏タイヤ及び冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）の交換

必要に応じて、新品と交換すること。

なお、発注者が真に交換が必要と判断する場合は、下記9の指定整備工場に連絡をし、交換の必要について協議をすることとする。

※交換するタイヤは、リース車両が自動車メーカーにおいてライン装着するものと同等のタイヤとする。なお、タイヤメーカーについては国産メーカーに限定する。

また、タイヤがパンクした場合はそのタイヤの修理を行うこと。（修理が不可能な場合は交換を行うこと。）

②タイヤの交換作業

夏タイヤと冬タイヤの脱着作業を行うこと。また、必要に応じローテーションを行うこと。

なお、交換により外したタイヤは、受注者が保管すること。

5 メンテナンス業務の除外範囲

- (1) 交通事故や発注者の不注意に起因した車両破損に伴う修理
- (2) 発注者の過失によるトラブル対処費用（キーロック、ガス欠）
- (3) ホイールキャップなどの紛失及びタイヤ・ホイールなどの盗難の場合の補てん
- (4) 経時変化により発生した不具合（塗装、メッキ等の自然褪色）の修理
- (5) 受注者の了解を得ずに行った指定整備工場以外での整備・修理及びそれに起因する不具合の修理
- (6) 発注者の故意又は重過失に起因すると判断される故障及び不具合の修理
- (7) 天災、地変に起因する不具合の修理

6 リース項目

- (1) 車両代
- (2) 登録諸費用（新規登録、新規検査及び継続検査に要する費用）
- (3) 自動車諸税

- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 自動車リサイクル料金
- (6) 上記4に定めるメンテナンスに要する経費

7 事故処理

発注者は、事故により物件が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに受注者の指定した整備工場に車両を搬入し、発注者の負担により車両を修理するものとする。ただし、緊急性が高い等、やむを得ない場合は、あらかじめ受注者の承諾を得て、別の整備工場に修理を依頼することができるものとする。なお、けん引が必要な場合は、発注者の負担とする。

8 緊急時に対応するサポート

突然の故障の際、受注者は必要に応じ路上整備けん引等のロードサービスを行い、最寄りの受注者の提携する整備工場で適切な措置を講ずることとする。なお、これに関する経費は受注者の負担とする（発注者の運転に原因がある場合を除く。）。

9 指定整備工場

- (1) 受注者は、物件を主にメンテナンスする整備工場を借入場所毎に指定し、発注者に報告すること。
- (2) 受注者の了解を得て、やむを得ない事由により指定整備工場以外の整備工場等で整備・修理を行った場合は、その整備・修理の内容がメンテナンスの範囲内である場合は、受注者がその費用を負担すること。

10 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

- イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

11 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、指定整備工場及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。
- (4) 受注者は、点検、整備を行う場合は、借入場所毎の担当者と調整すること。
- (5) 受注者は、点検、整備終了後、結果報告書を速やかに提出すること。
- (6) 受注者は、自動車メーカーの責めによるかし等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (7) 受注者は期間満了後、速やかに車両を引き取ること。
ただし、物件の状態により発注者が引き続き当該車両の借入を希望する場合は、発注者と受注者が協議の上、借入を再契約することができるものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙

| | 借受場所 | 規格 | 台数 | 借受開始日 | 借受満了日 | 借受期間 | 月間走行距離 | 備考 |
|--------------|----------------------------|--------------------------------------|----|---------|----------|------|---------|----|
| 1 東北農政局 | 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1（仙台合同庁舎A棟） | 小型乗用自動車1,100～1,500ccクラス（別紙車両仕様書のとおり） | 1 | R8.11.1 | R13.3.31 | 53 | 2,000km | |
| 2 東北農政局青森県拠点 | 青森県青森市長島1丁目3-25（青森法務合同庁舎） | 小型乗用自動車1,100～1,500ccクラス（別紙車両仕様書のとおり） | 2 | R8.11.1 | R13.3.31 | 53 | 2,000km | |
| 3 東北農政局岩手県拠点 | 岩手県盛岡市盛岡駅前北通1-10 | 小型乗用自動車1,100～1,500ccクラス（別紙車両仕様書のとおり） | 2 | R8.11.1 | R13.3.31 | 53 | 2,000km | |
| 4 東北農政局秋田県拠点 | 秋田県秋田市山王7-1-5 | 小型乗用自動車1,100～1,500ccクラス（別紙車両仕様書のとおり） | 2 | R8.11.1 | R13.3.31 | 53 | 2,000km | |
| 5 東北農政局山形県拠点 | 山形県山形市松波1-3-7 | 小型乗用自動車1,100～1,500ccクラス（別紙車両仕様書のとおり） | 2 | R8.11.1 | R13.3.31 | 53 | 2,000km | |
| 6 東北農政局福島県拠点 | 福島県福島市霞町1-46（福島合同庁舎） | 小型乗用自動車1,100～1,500ccクラス（別紙車両仕様書のとおり） | 1 | R8.11.1 | R13.3.31 | 53 | 2,000km | |
| 7 東北農政局震災復興室 | 福島県双葉郡富岡町中央3-6 | 乗用自動車1,400～2,000ccクラス（別紙車両仕様書のとおり） | 1 | R8.11.1 | R13.3.31 | 53 | 2,000km | |

※契約時は車名及び車両規格を記載する。

車両仕様書

件名 東北農政局乗用自動車 11台の賃貸借

1 国が借り入れる自動車

主要項目

- (1) 車両 ① 小型乗用自動車 1,500cc クラス
② 乗用自動車（ミニバンタイプ） 2,000cc クラス
- (2) 型式・種別 ① 四輪駆動オートマチック車（ハイブリッド車）
② 四輪駆動オートマチック車（ハイブリッド車）
- (3) 使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (4) 乗車定員 ① 小型乗用自動車 5名
② 乗用自動車（ミニバンタイプ） 7名／8名
- (5) 総排気量 ① 小型乗用自動車 1,100cc～1,500cc
② 乗用自動車（ミニバンタイプ） 1,400cc～2,000cc
- (6) 車体色 指定しない
- (7) 装備
- | | |
|-----------------------------|----|
| ①エアーコンディショナー | 1式 |
| ②SRSエアバックシステム（運転席・助手席） | 1式 |
| ③ABS（アンチロックブレーキシステム） | 1式 |
| ④衝突被害軽減ブレーキ | 1式 |
| ⑤カーナビゲーションシステム（バックビューモニター付） | 1式 |
| ⑥AM/FMチューナーラジオ | 1式 |
| ⑦ETC車載器（セットアップを含む。） | 1式 |
| ⑧ドライブレコーダー（前後方録画） | 1式 |
| ⑨ドアバイザー | 1式 |
| ⑩フロアマット | 1式 |
| ⑪フロントフォグランプ | 1式 |
| ⑫タイヤ応急修理用品 | 1式 |
| ⑬スタッドレスタイヤ（ホイール付き） | 1式 |
| ※サイズは標準タイヤと同等 | |
| ⑭寒冷地仕様 | 1式 |

以上の装備と同等品以上のものを標準又はオプション装備で装着するものとするが、オプション品については純正品（ディーラーオプションを含む。）を基本とする。

また、カタログに記載のない仕様としたり、標準で装備されているものがあえて取外し又は変更を加えないこと。ただし、⑤～⑩については、純正品にこだわらない。

⑤のカーナビゲーションシステムにTVチューナーが内蔵されている場合は、TVを視聴できないようにすること。

⑥のAM／FMチューナーラジオについては、⑤のカーナビゲーションシステムにAM／FMチューナーラジオの機能が内蔵されている場合は装着不要とする。

2 環境

国が借り入れる自動車は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準に適合することとし、下表1に示す排出ガス基準に適合するとともに、下表2に示す区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、下表3に示す算定式により算出した燃費基準値を下回らない自動車とするものとする。

表1 排出ガス基準

| 区分 | | 一酸化炭素 | 非メタン炭化水素 | 窒素酸化物 |
|-----|---------|-------------|--------------|--------------|
| 乗用車 | JC08モード | 1.15g/km 以下 | 0.013g/km 以下 | 0.013g/km 以下 |
| | WLTCモード | 1.15g/km 以下 | 0.05g/km 以下 | 0.025g/km 以下 |

表2 ガソリン乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

| 区分 車両重量 | 燃費基準値 |
|---------------------|------------|
| 741kg未満 | 24.6km/L以上 |
| 741kg以上 856kg未満 | 24.5km/L以上 |
| 856kg以上 971kg未満 | 23.7km/L以上 |
| 971kg以上 1,081kg未満 | 23.4km/L以上 |
| 1,081kg以上 1,196kg未満 | 21.8km/L以上 |
| 1,196kg以上 1,311kg未満 | 20.3km/L以上 |
| 1,311kg以上 1,421kg未満 | 19.0km/L以上 |
| 1,421kg以上 1,531kg未満 | 17.6km/L以上 |
| 1,531kg以上 1,651kg未満 | 16.5km/L以上 |
| 1,651kg以上 1,761kg未満 | 15.4km/L以上 |
| 1,761kg以上 1,871kg未満 | 14.4km/L以上 |
| 1,871kg以上 1,991kg未満 | 13.5km/L以上 |
| 1,991kg以上 2,101kg未満 | 12.7km/L以上 |
| 2,101kg以上 2,271kg未満 | 11.9km/L以上 |
| 2,271kg以上 | 10.6km/L以上 |

表3 乗用車に係る燃費基準値 (WLTC モード燃費値)

| 車両重量 | 算定式 |
|-----------|--|
| 2,759kg未満 | $FE=(-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$ |
| 2,759kg以上 | $FE=9.5 \times \alpha \times \beta$ |

FE : 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M : 車両重量 (kg)

α : 燃費基準達成率であって 0.8

β : 燃料がガソリンの場合は 1.0

3 機能等証明書の作成及び提出

機能等証明書を提出する者は、入札説明書及び本仕様書の内容を踏まえ次の資料を作成し、入札説明書の4の(3)に示した提出期限までに1部提出するものとする。

- (1) 本仕様書に基づき、機能及び性能等について証明する「機能等証明書」(別紙様式第5号)
- (2) 「機能等証明書」事項以外その他装備事項等の詳細について証明する資料(カタログ、パンフレット等)
- (3) 本仕様書の項目(できるだけ詳細に記載)について、無条件に合致していることを保証するか、又は、一定の前提条件が必要かを示した資料「項目別の合否事項一覧表」(別紙様式第6号)
- (4) メンテナンス等の体制を明示した書類(別紙様式第4号)
- (5) 令和7・8・9年度全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し
- (6) 参考見積書(任意様式)